

平成30年3月25日（日）

四日市市と近隣市町（桑名市、いなべ市、鈴鹿市、亀山市、東員町、菰野町、津市、松阪市）の7市2町で

日曜窓口を開設します

◎四日市市役所の開設場所と内容

階	窓口	取扱業務
1階	市民課 ☎354-8152	転入・転出などの手続き（継続転入・転出は除く）、戸籍の届け出、 住民票の写し（広域交付住民票は除く）・戸籍の証明書の交付、印鑑登録・証明書の交付、各種税証明の交付
	こども保健福祉課 ☎354-8083	児童手当、子ども医療費助成の手続き
2階	市民税課 ☎354-8133	原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車・名義変更など （四日市市発行のナンバープレートのみ）
3階	保険年金課 ☎354-8159 354-8161	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の手続き
	介護・高齢福祉課 ☎354-8427 354-8190	要介護認定申請の受付、介護保険料の相談・収納など
9階	学校教育課 ☎354-8250	市立小・中学校の転校、新入学手続きなど

※外国人市民向けの生活オリエンテーション（生活情報案内）も本庁1階ロビーに開設します

（10：00～12：00、13：00～15：00）。

※各階とも、開設時間は8時30分～17時15分です。

※地区市民センターは開設していませんのでご注意ください。

四日市市役所



あすなろう鉄道 まんじゅう列車を運行します！

『東海道中膝栗毛』の主人公「弥次さん」が日永でまんじゅうの食べ比べをしたことにちなみ、四日市あすなろう鉄道線で、まんじゅう列車を運行します。1 day フリー切符を購入し、あすなろう鉄道に乗って日永郷土資料館へお越しいただいた人にまんじゅうを配布します。沿線の東海道散策にもよい季節となりますので、ぜひお立ち寄りください。

※詳細は市のホームページでご確認ください。

- ◆日時 3月24日(土) 9:30~15:00 (まんじゅう配布時間)
- ◆内容 ①1 day フリー切符を購入⇒②四日市あすなろう鉄道に乗車⇒③日永郷土資料館でまんじゅうをゲット！
(資料館ではクイズに答えて景品もゲット！)
- ◆注意事項 まんじゅうは先着順で500名までです
- ◆お問い合わせ 都市計画課公共交通推進室 [TEL:354-8095](tel:354-8095) [FAX:354-8404](tel:354-8404)

市民・消費生活相談室に寄せられた相談事例などから、安全に安心して消費生活を送るために役立つ情報をお知らせします。

～クーリングオフの基礎知識～

「冷静に考えれば契約しなかったのに・・・」「怖そうな訪問販売員に強引にせまられ・・・」クーリングオフは、このような消費者を救うための制度で、一定の条件の場合に、消費者からの一方的な意思表示のみで、定められた期間内であれば無条件で解除できる制度です。

- ・訪問販売
- ・電話勧誘販売
- ・連鎖販売取引(マルチ商法)
- ・特定継続的役務提供(1か月を超えるエステサロン、2ヶ月を超える学習塾や結婚相手紹介サービス等。いずれも5万円を超えるもの)などが対象になります。

ただし3,000円未満の商品を現金で支払った場合や、自発的に店舗に出向いた買い物、もしくは通信販売はできません。(通信販売の業者によっては、一定期間の返品を認めている場合があります)

ポイントは「期間がある」ということ。クーリングオフ制度について告知のある申込書面・契約書面(法定書面といえます)を受け取ってから8日間(マルチ商法等は20日間)以内の手続きが必要です。

「解約したい」と思ったら早めに手続きすることが肝心です。クーリングオフについての詳しいことは、市民・消費生活相談室までご相談ください。

■この記事に関する問い合わせ先
市民・消費生活相談室 (☎354-8147 FAX354-8452)

■契約トラブルに関するご相談は
相談専用電話 ☎354-8264

受付日時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～16:00

クーリング・オフ

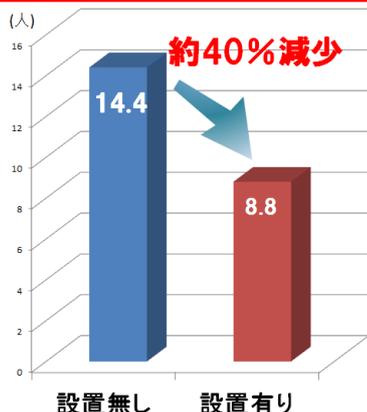


住宅用火災警報器を設置しましょう！

住宅用火災警報器を設置している場合は設置していない場合に比べ、死者の発生数が約40%減少しています。
(平成26年～平成28年におけるデータ)



住宅火災100件 当たりの死者数



住宅用火災警報器が役立った話①

就寝中に、寝室に設置された住宅用火災警報器が発報したので、隣室を確認すると、照明器具付近から炎が上がっているのを発見した。発見後、直ちに照明器具に被っているタオルを手で払うとともに、もみ消したため、大事には至りませんでした。

住宅用火災警報器が役立った話②

寝室にてテレビを観ていたところ、寝室に設置されている住宅用火災警報器の音で煙に気づき、台所を見ると灰皿内のたばこが燃えていた。すぐに台所の水で消火したことにより、大事には至りませんでした。

住宅用火災警報器は、消防法と四日市市火災予防条例により、設置が義務付けられていますので、必ず設置しましょう。また定期的な点検も必ず行いましょう。



四日市市北消防署



社協からのお知らせ

【香典返しに代えてのご寄付】
地域社会福祉基金にご寄付いただきありがとうございます。

亡日浦 榮次様
日浦 雅夫様 (中野町山条)

